

○下関市立図書館複写取扱要綱

令和7年4月1日 施行

(目的)

第1条 この要綱は、下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号。以下「規則」という。）第5条に規定する下関市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料等の複製物の提供（以下「複写」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(複写の準則)

第2条 この要綱の運用に当たっては、著作権法（昭和45年法律第48号）、公立図書館における複製及び公衆送信ガイドライン（令和5年図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会）、複製物の写り込みに関するガイドライン（平成18年日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会）、図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会）その他の公立図書館における複写に関連する基準等に基づき、複写を行うものとする。

(対象資料)

第3条 複写の対象となる資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の所蔵資料
- (2) 図書館間協力により他の図書館から借受けた資料
- (3) 図書館が利用に供しているオンラインデータベース資料
- (4) 国立国会図書館から自動公衆送信により図書館に送信された資料

2 前項第2号に規定する資料の複写については、貸出館が複写することを禁止と明示していない場合に限り行うことができるものとする。

3 第1項第3号に規定する資料の複写については、各データベースを提供する者との契約等によるものとする。

4 第1項第4号に規定する資料の複写については、図書館等向けデジタル化資料送信サービス利用条件（令和6年国立国会図書館）のほか、国立国会図書館が定める条件等によるものとする。

（使用目的）

第4条 複写は、複写を希望する者（以下「複写希望者」という。）の求めに応じ、その調査研究の用に供する場合に限り、行うことができるものとする。

（複写範囲及び部数）

第5条 複写できる範囲は、別表に定めるとおりとする。

2 複写の部数は、1部とする。

（複写の手続き等）

第6条 複写希望者は、所定の複写申込書に必要事項を記載し、館長に提出するものとする。

2 第3条第1項第4号に規定する資料の複写について申込みできる者は、規則第8条第1項の規定により登録証の交付を受けた個人とする。

3 複写希望者が図書館に来館できない場合は、複写申込書又は複写申込書に記載すべき事項を郵送、電子メール等にて館長に提出するものとする。

（複写方法）

第7条 複写するための複写機は、図書館に備え付けられた機器を用いるものとし、持込み機材による複写は認めない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

2 複写は、職員が行うものとする。ただし、図書館がコイン式複写機を設置している場合及び持込み機材による複写は、この限りでない。

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、第3条第1項第2号から第4号までに規定する資料は、職員が複写するものとする。

4 複写は、割り付け、集約及び両面印刷は、行わないものとする。

（複写料金）

第8条 複写料金は、下関市手数料条例（平成24年条例第10号）の定めるところによる。

(複製の制限)

第9条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、複製の申込みに応じないことができる。

- (1) 著作権法に抵触するもの
- (2) 技術的に複製の困難なもの
- (3) 複製によって資料に損傷を生ずるおそれのあるもの
- (4) 図書館の複製処理能力を超えるもの
- (5) その他館長が複製を不相当と認めるもの

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、複製の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	形態	複写の範囲
図書	単行本	1冊の半分以下
	上・中・下等の複数巻	各冊ごとに半分以下
	附録（CD・DVD-R OMを除く）	個々の附録の半分以下
	全集・選集・短編集・論 文集・分担執筆等	個々の著作の半分以下
	俳句集・短歌集・詩集	個々の著作（1首、1句等）の半分以下
	辞書・事典等	1冊の半分以下。ただし、個々の項目で 執筆者が明示されている場合は、個々 の項目の半分以下
	譜面・歌詞集	収録されている個々の譜面・歌詞の半 分以下。1ページ以下の譜面・歌詞は複 写不可
	年鑑・白書・新聞縮刷版 等	単行本として扱い、1冊の半分以下
	法律・判例・官報	全部分
	政府・行政刊行物	1冊の半分以下
	法令集（編集されたも の）	1冊の半分以下
	写真集・画集	複写不可
	表紙・ジャケット	複写不可
新聞	当日の発行分	複写不可
	前日以前の発行分	全紙面の半分以下であれば、個々の記 事の全部分

雑誌	最新巻号	複写不可
	バックナンバー	1冊の半分以下であれば、個々の記事の全部分 (刊行頻度が3月以上のものは、発行後3月を経過した日から複写可)
	表紙・ジャケット	複写不可
	附録(CD・DVD-ROMを除く)	個々の附録の半分以下
地図	1枚ものの地図	1枚、1図版の半分以下
	地図帳・道路地図等	1冊の半分以下
	ゼンリン住宅地図及びブルーマップ	見開き1ページの半分以下
	国土地理院発行の地図	全部分。ただし、国土地理院発行の地図を編集・加工したものは除く
写真・絵画等	1枚ものの写真・絵画等	複写不可
CD・DVD等	ジャケット	複写不可
	解説書	1冊の半分以下。複数者の解説があるものは、個々の解説の半分以下
	1枚ものの解説書・歌詞・譜面	複写不可
オンラインデータベース		複写物の提供について許諾、又は契約上の制限規定要件の範囲内において複写可。ただし、ダウンロードは不可
CD-ROM等の電子資料		著作権の制限規定要件の範囲内において複写可。ただし、ダウンロードは不可
著作権の保護期間が過ぎた著作物		全部分
著作者が複写を認めている著作物		認められた範囲